

## 法定調書の本人交付の取扱いについて

- 法定調書制度については、課税標準の的確な把握を行い、適正な課税の確保に資するために、特定の者に対して、支払の事実を内容とした調書を税務当局に提出するよう義務づけているもの。
- そうした制度趣旨や提出義務者の事務負担等を踏まえ、原則として、本人(支払を受けた者)に対する調書の交付は義務付けられていないが、確定申告を行うことなく支払者が源泉徴収を行って納税義務を履行させる場合の多い取引等については、支払金額等の正否を確認させる観点から、本人交付も義務付けている。
- また、法令上、本人交付が義務付けられていない法定調書についても、慣行上、支払者によるサービスとして、法定調書の写し(ないしは明細書等別の様式)により、支払金額等が本人に通知されるのが一般的である。

### 【主な法定調書の取扱い】

法定調書名	提出省略基準(主なもの)	源泉徴収義務	本人交付義務
給与所得の源泉徴収票	年500万円以下 (年末調整済みの場合)	○	○
公的年金等の源泉徴収票	年60万円以下 (扶養親族等申告書の提出がある場合)	○	○
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	年5万円以下	○	×
生命保険契約等の一時金の支払調書	100万円以下/回	×	×
不動産の使用料等の支払調書	年15万円以下	×	×
特定口座年間取引報告書	なし	本人による選択	○



# マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ)

納税者



①

マイナポータル  
の開設

② 国税庁ホームページの  
確定申告書等作成コーナーを利用



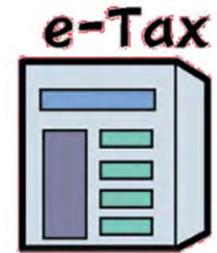
③  
マイナンバー  
カードで認証



④  
証明書データを  
自動で取得・自動転記



⑤ e-Tax送信



■ 年末調整控除申告書作成システムについても、確定申告書等作成コーナーと同様、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを活用して、控除申告書を作成・送信。(平成32(2020)年10月～)(※)

データ連携

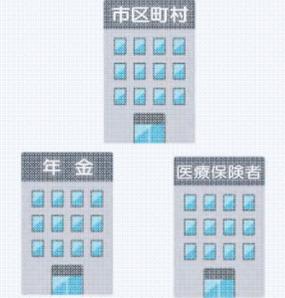
・医療費データ等

民間送達  
サービス

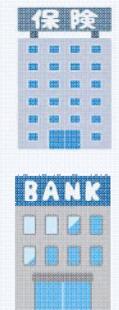
電子交付

・保険料控除証明書データ  
・住宅ローンの年末残高証明書データ  
・支払情報(要検討)

行政機関等



民間企業

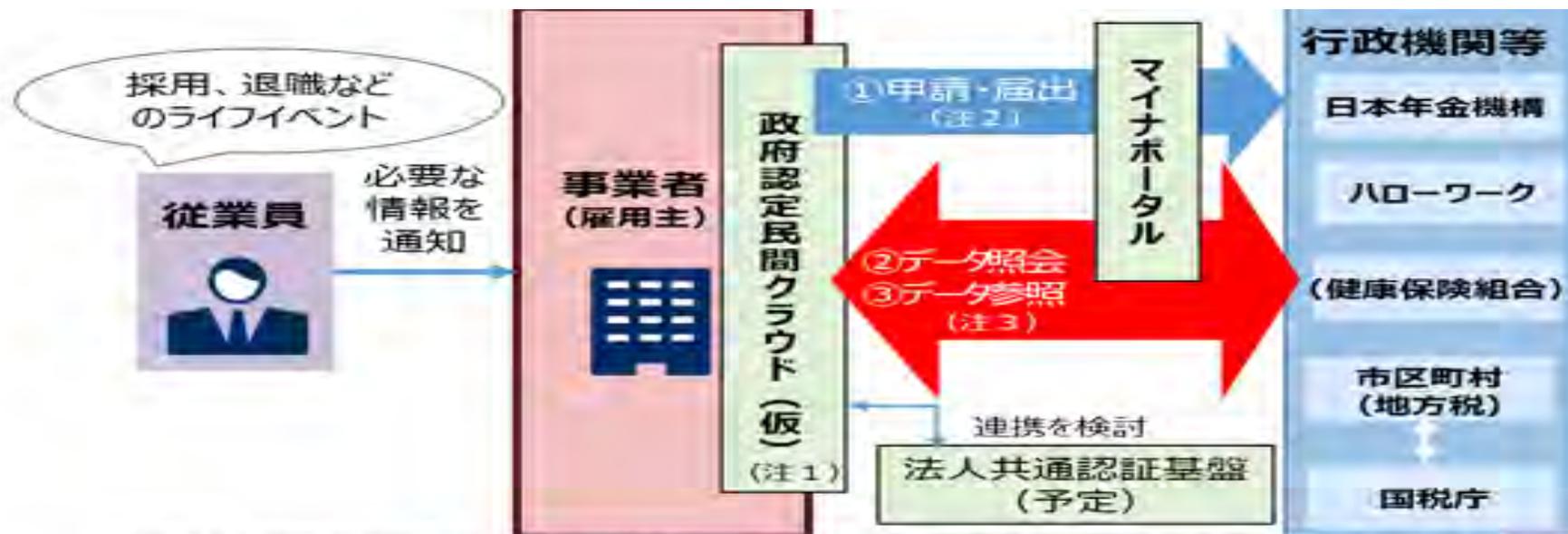


(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。

## 事業者の事務負担軽減措置(検討中の方向性のイメージ)

- 内閣官房においては、一層の企業の負担軽減・行政事務の効率化を図るため、例えば、クラウドに一度届出情報を登録すれば、申請者が極力重複してクラウドに情報を登録しなくて済むようにするワンスオンリー化や、BPRを含めた従業員情報の新しい提出方法に係る構想を推進することを検討。
- 平成30年度中にロードマップを策定し、様々な課題について整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行いながら、以降順次、実現に向け取り組む。
- 例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等(注1)に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する(注3)仕組みを構築することが考えられる。

### 従業員情報の新しい提出方法に係る構想の全体像(イメージ)



- (注1) 「認定クラウド等」とは、政府が認定を行う民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定しており、認定後、企業が有する従業員情報の提供に使用できるものとする。
- (注2) 認定クラウド等の該当データに対し各届書等に必要の提出事項が整った事実及び提出意思がある旨を行政機関等に伝えるフラグを立て、フラグを立てた旨をマイナポータルに送信することをイメージ。
- (注3) 各行政機関等が照会・参照可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出書、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等が政府認定クラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかは、今後検討していく。

出典：企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の中間整理  
(平成30年10月19日第3回新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会資料・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)

# 自主的な適正申告の担保策

## 法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲

- 「法定調書制度」は、納税者の所得把握や源泉徴収義務の履行確認等を行い、適正・公平な課税を確保する観点から設けられている仕組み。利子・配当・株式等譲渡対価、給与・公的年金等、報酬・料金等の支払をする者に対して支払調書等の提出が義務付けられている。
- このうち、「報酬・料金等の支払調書」については、一定の範囲の人的役務の提供等に係る支払がその対象として限定列挙されている（主なものは下表のとおり）。

主な報酬・料金等の区分	調書の省略基準
(1) 弁護士や税理士等に対する報酬、作家や画家に対する原稿料や画料、講演料等	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
(2) プロ野球の選手などに支払う報酬、契約金	
(3) 芸能人などに支払う出演料等	
(4) 外交員、集金人、電力量計の検針人等の報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
(5) バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(6) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	
(7) 馬主に支払う競馬の賞金	同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれの1回の支払金額が75万円以下であるもの

（注）住宅宿泊事業者（民泊事業者）に支払う使用料、スマートフォンを用いた個人による宅配サービスの料金、アフィリエイト報酬、インターネットオークションの売上等については、上記の「法定調書制度」の対象外

※ 平成 30 年 5 月 国税庁報道発表資料（抜粋）（注）平成 30 年 11 月 29 日の国税庁報道発表資料により一部訂正

### 仮想通貨の課税

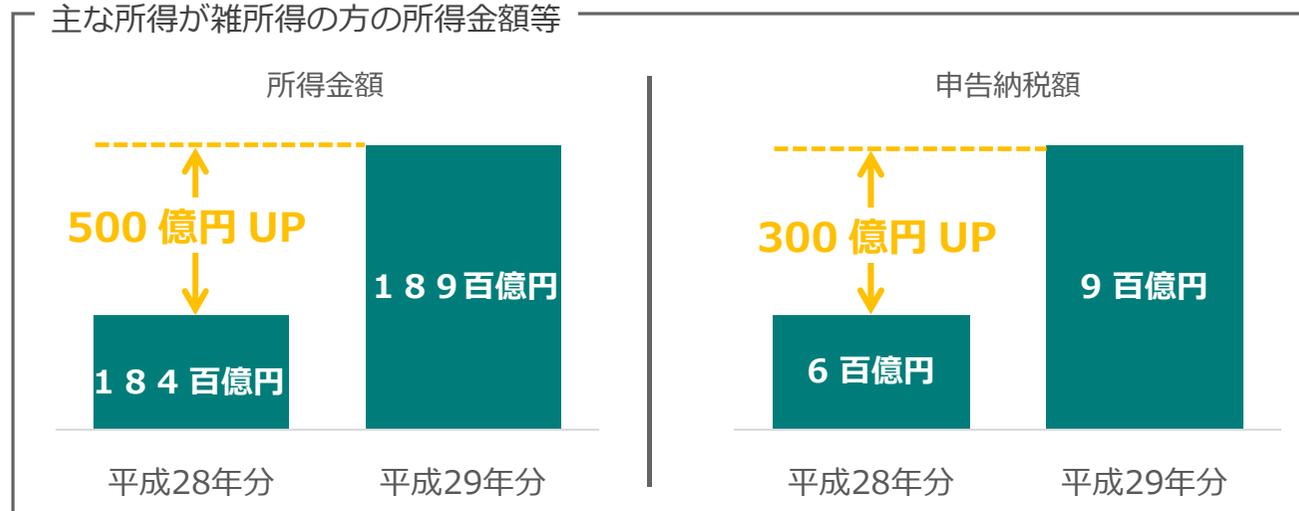
確定申告をした方で、公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上ある方のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は 331 人（速報値）でした。

また、申告納税額がある方で、主な所得が雑所得の方の所得金額及び申告納税額は、平成 28 年分に比して大幅に増加しました。

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上の人数

平成 28 年分	平成 29 年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238 人	549 人	<b>331 人</b>

主な所得が雑所得の方の所得金額等



（注）仮想通貨取引による所得は、原則として「公的年金等以外の雑所得」に区分される。申告書上、「仮想通貨取引による所得か否か」は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記「仮想通貨取引による収入があると判別できた方」の人数は、「所得の生ずる場所」欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。

## 現行の調書における仮想通貨の取扱い

		関連する現行の調書	仮想通貨の取扱い
取引	国内	なし	× 〔 仮想通貨取引は法定調書 <sup>(注1)</sup> の対象外 〕
	国外移転	国外送金等調書 (金額基準: 100万円超) 国外証券移管等調書	× 〔 対象は金銭・有価証券の移動のみ(仮想通貨は対象外) 〕
保有	国内	財産債務調書 (所得基準: 2千万円超) (資産基準: 総資産3億円以上又は有価証券1億円以上)	○ 〔 財産債務調書は財産全般が対象(仮想通貨も所得基準・資産基準を満たせば記載対象) 〕
	国外	国外財産調書 <sup>(注2)</sup> (資産基準: 国外財産5千万円超)	× 〔 仮想通貨の所在地は、「その財産を有する者の住所」で判定(国外財産には含まれない) 〕

(注1) 現状法定調書の種類は60種類(30年改正後)。

(注2) 所得基準・資産基準を満たせば財産債務調書にも国外財産は記載される。

## 新しい経済取引に対応した情報提供の仕組みの各国比較

- 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- そのような中、適正公平な課税を実現するため、各国の税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
インターネット取引に関する法定調書 (注1)	○	○	— (注2)	○	—
対象者を特定するための情報提供要請権限	○	○	○	○	—

(注1) アメリカは、決済業者が対象。イギリスは、決済業者等の法令で定められた第三者に対してデータの保存を義務付けるもの(必要に応じ、歳入関税庁が当該情報の提供を要請)。フランスは2020年よりプラットフォーム事業者が対象となった。

(注2) ドイツでは、税務当局への情報提供に関する一般協力義務が規定されている。

# 主な論点

1 基本的な考え方

2 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策